

決 定 書

異議申出人

東彼杵町蔵本郷1839番地1

佐藤 隆 善

上記異議申出人から令和元年5月7日付で提起された平成31年4月21日執行の東彼杵町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）に係る当選の無効に関する異議申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の要旨及び理由

第1 本件異議申出の要旨及び理由

1 本件異議の申出の要旨

異議の申出人は、平成31年4月21日執行の本件選挙における当選人の橋村孝彦（以下「当選人」という。）の当選を無効との決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

平成31年4月22日に当選の旨を告知された当選人は、有限会社太陽タクシー社員、並びに町営バス従業員、彼杵小学校スクールバス従業員全員から日常的に「社長」と呼ばれ、すべての社員、従業員の採用面接を行い、職業欄には「有限会社太陽タクシー社員」となっているが、実質的にはオーナー社長である。

よって、地方自治法第92条の2「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一

の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」の無限責任社員並びに支配人の要件に著しく該当すると思われる。

また、本年4月から運行開始された東彼杵中学校スクールバス運行業務も請負い、東彼杵町からの請負量は議員の兼業を禁じる最高裁判例の目安とされる、有限会社太陽タクシー業務量の40%以上、即ち主要部分を占めていることは明らかと思われる。

第2 前提事実

1 当選人の告示について

令和元年5月21日に任期満了となる本件選挙は、平成31年4月21日に執行、同日開催された選挙会において当選人が決定する。

当委員会は、4月22日に当選人に当選の告知をし、当選人の氏名等を告示した。

2 有限会社太陽タクシーについて

現在当選人が社員として勤務している有限会社太陽タクシーは、かつて当選人が代表取締役及び取締役等の役員に就任していたが、平成19年4月の東彼杵町議会議員一般選挙に出馬する前（平成19年3月31日）にすべての役職を退任・辞任している。

第3 決定の理由

当委員会は、令和元年5月7日付で提起された本件異議申出につき、その要件審査を行い受理した。

事実関係確認のため、有限会社太陽タクシーに定款、収支の分かる資料の物件提出を依頼し、提出された資料を受領した。また、当選人を本件異議申出の参加人とし、当選人より異議申出に係る反論書（意見書）を受領した。当意見書に基づく審尋を当選人に対し行った。

なお、本件異議申出について、異議申出人に証拠書類又は証拠物の提出の有無について照会したところ、証拠書類又は証拠物は無いとの回答があった。

1 地方自治法第92条の2について

(1) 地方自治法第92条の2について

地方自治法第92条の2は、普通地方公共団体の議会の議員は本条に定める業務を兼ねることを禁止している。その趣旨は、普通地方公共団体の議会の議員が当該普通地方公共団体等に対し請負をすると、客観的に見てその職務の公正な執行を害することになるおそれがあるからである。

(2) 請負関係について

「請負」の意義については、「当事者の一方がある仕事を完成し、相手方がその仕事の結果に対してこれに報酬を与えることを約するという民法所定の請負のみならず、いやしくも営業として、普通地方公共団体に対して物件、労力などを提供することを目的となされる契約をもすべて含むと解する。すなわち、本来の意味での請負のみならず、ひろく業務として行われる経済的ないし営利的な取引契約をすべて含むと解するのが最も妥当である。(大判 明三七。行裁宣告 明四五、大一)」とされている。(逐条地方自治法 松本英昭著)

(3) 同一の行為をする法人について

当該普通地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人を指すものと解すべきである。そして、この規定の意義に照らせば、当該普通地方公共団体に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるものというべきであるが、請負量が全体の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っているような事情があるときは、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に該当するものと解すべきである。

(最高裁判決昭和62. 10. 20)

2 当選人と有限会社太陽タクシーについて

(1) 実質的オーナー社長かどうかについて

上記「第2 前提事実」にもあるとおり、当選人は有限会社太陽タクシーの代表取締役及び取締役等の役員にかつて就任していたが、平成19年4月の東彼杵町議会議員一般選挙に出馬する前(平成19年3月31日)にすべての役職を退任・辞任しており、定款でもその事実は確認できている。

法人役員的主要な業務である金融機関からの借り入れや、借り入れの際の連帯保証人、社員の雇い入れ、社員の給与決定、有給休暇の取得承認、法人の会計や税務申告等は、当選人は一切行っておらず、当選人の仕事内容は、役員が作成した見積書や請求書の提出、従業員が足りない際の配車や、時にはタクシーの運転等、本来従業員がなすべきものであり、実質的な仕事内容は一般従業員と同等である。

本件異議申出の中の実質的オーナー社長であるという主張理由として挙げられている、「有限会社太陽タクシー社員、並びに町営バス従業員、彼杵小学校スクールバス従業員全員から日常的に『社長』という呼び方をされている」という件については、そういった事実があったことを当選人も認めているが、全員から常にというものでもなく、あだ名やニックネームの類であ

るものと考えられる。

また、「すべての社員、従業員の採用面接を行っている」という件についても、全員に対して採用面接を行っているものではなく、タクシー等の運転手になる上での健康面に着眼点を置いた一人の面接人としての立場であることから、採用の可否を握る最終決定権を持っているとは言いがたく、これら上記事実をもってしても直ちに実質的オーナー社長であるということは認められない。

(2) 請負量について

当選人からは、「有限会社太陽タクシーの主要業務はタクシー業である」という主張があった。この請負量については、当選人が有限会社太陽タクシーの役員ではないため、本件異議申出で問われているものに係るものではないと判断される。

以上のとおり、当選人は、地方自治法第92条の2に規定する関係人であるとはいえない。

よって当委員会は主文のとおり決定する。

令和元年6月5日

東彼杵町選挙管理委員会
委員長 福田 和範



この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で長崎県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。